

令和7年度第2回宮城県特定家畜伝染病対策本部会議（書面開催）

令和8年3月30日（月）

次 第

1 高病原性鳥インフルエンザの発生に関する防疫措置の完了と今後の対応について

<配布資料>

資料1 高病原性鳥インフルエンザの発生に関する防疫措置の完了と今後の対応について

資料2 防疫作業の状況

資料3 野鳥監視重点区域の巡視状況について

資料4 食鳥処理場等への注意喚起及び県民への情報提供状況

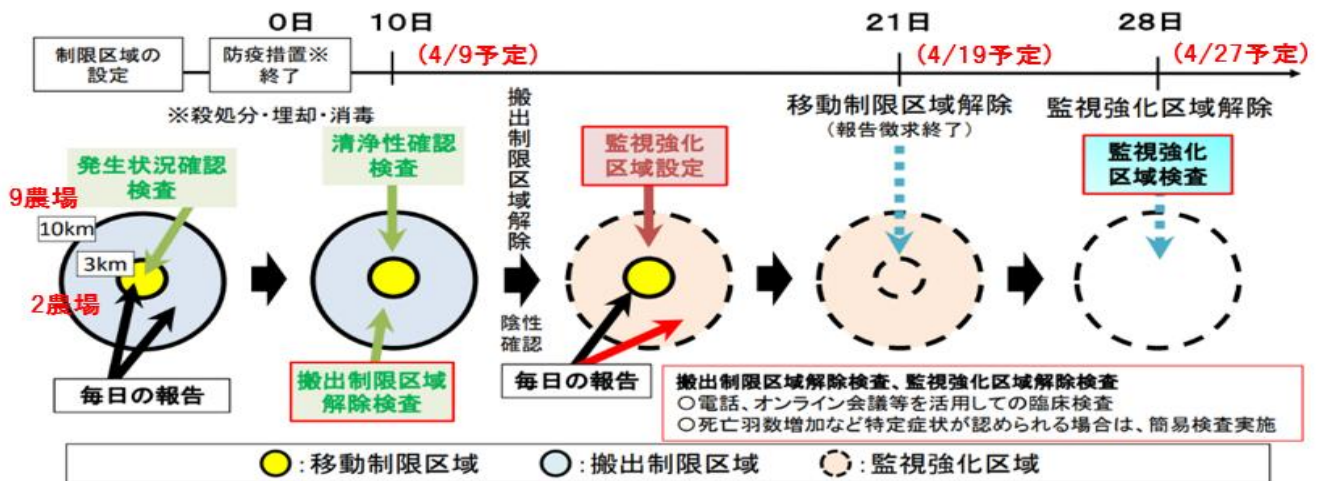
資料5 高病原性鳥インフルエンザの防疫従事者等への対応について

資料6 高病原性鳥インフルエンザに係る消毒ポイントの対応状況について

- 各制限区域について
消毒ポイントについては、制限区域の解除に伴い、順次廃止する。

移動制限区域: 以下の①～⑤の物品について、農場からの持ち出し及び区域内への持ち込みが制限される区域
 搬出制限区域: 以下の①～⑤の物品について、区域外への持ち出しが制限される区域
 監視強化区域: 以下の①～⑤の物品について、持ち出しの制限はないが、監視を強化

① 生きた家きん ② 卵 ③ 死体 ④ 排せつ物 ⑤ 敷料等
 ※ ①～⑤の一部については、清浄性等が確認された農場であれば、動物衛生課が病原体拡散防止措置が十分講じられることを確認した上で農場ごとに出荷が可能となる。



3 今後の対応について

- 発生農場については、防疫措置完了後、概ね1週間間隔で2回の「消毒」を実施する。
- 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化するとともに、消毒ポイント(3か所)を3週間程度継続する。

【消毒ポイント】

- ① J A 仙南角田農機センター (角田市佐倉)
- ② 国道349交差点 (丸森町館矢間)
- ③ 五間堀排水機場 (柴田町下名生大畑)

- 防疫措置完了後、農林水産省と協議し、順次、「搬出制限区域」及び「移動制限区域」を解除し、消毒ポイントを廃止する。その後、「監視強化区域」を解除していく。
- 県内の養鶏事業者等に対して、鳥インフルエンザ感染防止のため、病原体侵入防止対策など飼養衛生管理基準を徹底するよう注意喚起する。

4 防疫措置の従事者数 (速報値)

(従事した延べ人数)

民間団体	約160人 (うち一般社団法人宮城県建設業協会、県内バス会社ほか)
県	県職員 約790人
	業務委託等 約210人
合計	約1,160人

防疫作業の状況



写真1 作業準備の様子



写真2 殺処分作業の様子



写真3 消毒後の家きん舎内の様子



写真4 埋却作業の様子

令和8年3月30日
環境生活部

野鳥監視重点区域の巡視状況について

環境省が指定した発生農場から半径10km圏内の野鳥監視重点区域について、当該区域を所管する地方振興事務所等において監視強化を図るために巡視を実施している。

1 実施状況

3月26日（木） 環境省が野鳥監視重点区域を指定

3月29日（日） 防疫措置完了に伴い巡視を実施

2 巡視結果

3月29日（日） 17時現在、確認された異常個体は無し

3 今後の巡視

3月29日（日） ～4月4日（土）	週3回巡視
4月5日（日） ～4月25日（土）	週1回巡視
4月26日（日）	【異常がない場合】 野鳥監視重点区域解除

令和8年3月30日
環境生活部

食鳥処理場等への注意喚起及び県民への情報提供状況

1 食鳥処理場及び指定検査機関への注意喚起

県内の食鳥処理場及び指定検査機関に対し注意喚起を行った。

- 3月25日（水） 指定検査機関（公益社団法人宮城県獣医師会）
に電話により注意喚起
- 3月26日（木） 県内の食鳥処理場7か所のうち、休業中1か
所及び発生農場に付属する処理場1か所を除
く5か所に対し電話により注意喚起

2 県民への情報提供

- ・発生前より食と暮らしの安全推進課ホームページでは、食鳥肉
及び鶏卵の喫食による高病原性鳥インフルエンザ感染のおそれ
はない旨を掲載し、周知を行っていた。
- ・保健所への問い合わせ：2件
概要：3月27日（金）に仙南保健所及び塩釜保健所岩沼支所
に、いずれも「購入した鶏卵は食べても大丈夫か」との
電話があった。

高病原性鳥インフルエンザの防疫従事者等への対応について

令和8年3月30日
保 健 福 祉 部

1 相談対応件数（保健所・支所）

○防疫作業従事後に、感染症が疑われる体調不良者の相談対応について、防疫作業終了後10日間経過まで継続し対応を実施。

全県				
防疫従事者		養鶏場 職員	医療機関	一般県民
県職員	民間			
0	0	0	0	0

	仙南（発生地）					仙台市				塩釜				黒川				岩沼								
	防疫従事者		養鶏場 職員	医療 機関	一般県民	防疫従事者		医療 機関	一般県民	防疫従事者		医療 機関	一般県民	防疫従事者		医療 機関	一般県民	防疫従事者		医療 機関	一般県民					
	県職員	民間				県職員	民間			県職員	民間			県職員	民間			県職員	民間			県職員	民間	県職員	民間	
3/25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
3/26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
3/27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
3/28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
3/29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
3/30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	大崎				栗原				登米				石巻				気仙沼				
	防疫従事者		医療 機関	一般県民	防疫従事者		医療機 関	一般県民	防疫従事者		医療 機関	一般県民	防疫従事者		医療 機関	一般県民	防疫従事者		医療 機関	一般県民	
	県職員	民間			県職員	民間			県職員	民間			県職員	民間			県職員	民間			県職員
3/25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3/26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3/27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3/28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3/29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3/30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2 タミフル処方件数（県保健所・支所・薬務課）

○希望する防疫作業者に対するタミフルの予防投与について、防疫作業終了まで継続し対応を実施。

更新日 2026/3/30

処方指 示	配布										
	仙台市	石巻	仙南	塩釜	岩沼	黒川	大崎	栗原	登米	気仙沼	薬務課
3/25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3/26	9	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0
3/27	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
3/28	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
3/29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3/30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11	0	0	10	0	0	0	0	0	0	1

令和8年3月30日
土 木 部

高病原性鳥インフルエンザに係る消毒ポイントの対応状況について

1 消毒ポイントの設置状況

- 農場の3km圏内に2か所（No.1・No.2）、10km圏内に1か所（No.3）設置
- No.1 JAみやぎ仙南角田農機センター
- No.2 国道113号・国道349号交差点
- No.3 五間堀排水機（ポンプ）場駐車場

2 車両消毒台数

○計27台（28日（土）午前9時時点）

【単位：台】

消毒 ポイント	クール								計
	1	2	3	4	5	6	7	8	
No.1	0	1	0	4	5	3	1	3	17
No.2	0	0	1	2	2	2	0	1	8
No.3	0	1	0	1	0	0	0	0	2
計	0	2	1	7	7	5	1	4	27

○土木部動員状況

26日（木）午前9時～28日（土）午前9時まで 96人（12人×8クール）
28日（土）午前9時以降は民間業者で対応

3 消毒ポイントの設置期間

- 搬出制限区域（半径3～10km以内）：令和8年4月9日（木）午前0時まで
（防疫措置完了から10日経過後）
- 移動制限区域（半径3km以内）：令和8年4月19日（日）午前0時まで
（防疫措置完了から21日経過後）